

社会体育館バスケットゴール修繕 仕様書

1 委託業務場所及び修繕内容

No.	体育館名	場 所
1	芹田体育館	長野市大字鶴賀 380 番地
2	塩崎体育館	長野市篠ノ井塩崎 5268 番地
3	小松原体育館	長野市篠ノ井小松原 1056 番地 2

計 3 施設

2 委託業務内容

(1) 芹田体育館

折畳式バスケットゴール取替 1 対 (2 基)

【導入品参考品番】

セノーDC112100 床ハンドル 壁面固定

ダグラスフラッシュ板 (1800×1050 タイプ) 板出 2500mm 想定

既存物解体・処分を含む

(2) 塩崎体育館

バスケットゴール板取替 2 枚

【導入品参考品番】

セノーDA100N71 日本バスケットボール協会器具検定品

ダグラスフラッシュ板、ゴールリング、ネット付き

(3) 小松原体育館

吊下げ式バスケットゴールワイヤーロープ及び滑車取替 2 組

3 委託業務に関する留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、ISO9001 取得業者であり、公益財団法人日本バスケットボール協会検定工場会員または、同協会より専門的な知識・技能を有すると認められた者により行うものとする。
- (2) 高所作業においては、法令に準じた作業用足場を使用するものとし、技能資格者を従事させること。
- (3) 実施日程等詳細は担当者と打ち合わせを行い決定すること。
- (4) 提出する記録写真は、次のとおりとする。
 - ① 作業行程毎に整理し、写真説明を記入すること。
 - ② カラー印刷とする。
- (5) 体育館の鍵については、スマートロックキーが設置されており、契約締結後に解除番

号を通知する。

4 業務の再委託について

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項の「主たる部分」とは、本業務のうち、器具交換・修繕業務とする。
- (3) 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。